（サイバーセキュリティ対策研究・研修センター）
第七十六条　［略］
2　サイバーセキュリティ対策研究・研修センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。
一　犯罪の取締りのための情報技術の解析及びサイバー事案の防止対策に関する事務のうち技術に関する研究に関すること。
二　警察職員に対するサイバー事案に係る犯罪の取締りに関する専門的な知識及び技術に関する学術の研修並びにこれに必要な調査研究に関すること。
［3～9　略］
（附属警察情報通信学校）
第七十七条　［略］
（部）
第七十八条　［略］
第二款　科学警察研究所
第七十九条～第九十七条　［略］
（附属鑑定所）
第九十八条　［略］
2　附属鑑定所は、第八十九条第二号、第九十条第二号、第九十一条第二号及び第九十二条第四号に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。
［3～9　略］
（法科学研修所）
第九十九条　［略］
第三款　皇宮警察本部
第百条～第百二条　［略］
（皇宮警察本部の内部組織）
第百三条　［略］
2　皇宮警察本部に、前項に規定する部に置くもののほか、首席監察官一人及び次の四課を置く。
警務課
監察課
［削る。］
会計課
教養厚生課
（部長）
第百四条　［略］
（首席監察官）
第百五条　首席監察官は、本部長の命を受け、所管行政に関する監察に関する事務を掌理する。
（警務課）
第百六条　警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
［一～五　略］
六　所管行政に関する統計に関すること。
七～十四　［略］

（サイバーセキュリティ対策研究・研修センター）
第八十六条　［同上］
2　［同上］
一　犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する研究に関すること。
二　警察職員に対する高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関する専門的な知識及び技術に関する学術の研修並びにこれに必要な調査研究に関すること。
［3～9　同上］
（附属警察情報通信学校）
第八十七条　［同上］
（部）
第八十八条　［同上］
第二款　科学警察研究所
第八十九条～第百七条　［同上］
［十条ずつ繰り上げる。］
（附属鑑定所）
第百八条　［同上］
2　附属鑑定所は、第九十九条第二号、第百条第二号、第百一条第二号及び第百二条第四号に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。
［3～9　同上］
（法科学研修所）
第百九条　［同上］
第三款　皇宮警察本部
第百十条～第百十二条　［同上］
［十条ずつ繰り上げる。］
（皇宮警察本部の内部組織）
第百十三条　［同上］
2　皇宮警察本部に、前項に規定する部に置くもののほか、次の五課を置く。
警務課
監察課
教養課
会計課
厚生課
（部長）
第百十四条　［同上］
［条を加える。］
（警務課）
第百十五条　［同上］
［一～五　同上］
［号を加える。］
六～十三　［同上］
［一号ずつ繰り下げる。］